

平成 29 年度第 12 回開成町課長会議

日時 平成 30 年 3 月 22 日（木）午前 9 時から 11 時
場所 中会議室 B
進行 鳥海参事

1. 町 長

2. 行事予定について（裏面のとおり）

3. 平成 30 年度職員研修基本計画について（総務課）【10 分】

4. その他

- 企画政策課 ・ 平成 30 年度広報かいせい作成スケジュールについて 【3 分】
- 総務課 ・ 平成 30 年度庁議予定について 【3 分】
- 自治活動応援課 ・ 平成 30 年度行政連絡員・自治会長連絡協議会会議日程について
【2 分】
- 税務窓口課 ・ 開成町統合型地理情報システム導入検討プロジェクトチームの
設置について 【10 分】
- 環境防災課 ・ 開成町地域防災リーダー認定について 【3 分】
- 保険健康課 ・ 赤ちゃんの駅について 【5 分】
- 街づくり推進課 ・ 足柄産業集積ビレッジ構想の取り組みについて 【10 分】
- 産業振興課 ・ 設備投資に係る新たな固定資産税特例について 【5 分】
・ 神奈川県西部広域有害鳥獣対策協議会の解散の経緯について
【5 分】
- 子ども・子育て ・ 平成 30 年度子ども・子育て支援活動助成事業について 【5 分】

5. 副町長

課長会議資料
平成 30 年 3 月 22 日
行政推進部総務課

平成 30 年度

開成町職員研修基本計画

開成町行政推進部総務課

今年度のテーマ アウトプット

(研修でインプットしたものは、アウトプットする)

重点項目

- 接遇の向上「あいさつ」「声かけ」「聴くこと」
- 市町村研修センター等での研修で高度の知識を習得し、実践する。
- 文書管理等、業務改善・働き方改革につながる研修の実施。
- 町民との対話や協働により、課題調整力を高める。

～組織力向上のために～

- 「報連相」の徹底
- 仕事を属人化せず、マニュアル化などの仕事の共有化を図る。
- 課（局、室）内のコミュニケーション強化のため、課内で打ち合わせや朝礼などの実施。
- 管理職・担当マネージャーが自ら率先して接遇向上などの実践を行い、部下への規範を示す。

○基本研修・・・公務員として求められる知識・技能の習得や能力の向上を図ります。

新採用職員

町職員として必要な基礎的知識を与え、職員となった意識の確立と職場への適応性を養います。

初級職員（主事1級・2級）

初級職員として必要な基礎的知識の習得を図るとともに、公務員としてふさわしい教養を与え、職務遂行上の適切な執務態度を養います。

中級職員（主任主事）

既に習得した知識等を整理させるとともに、職務遂行に必要な知識を与え、積極的、計画的な執務態度を養います。

上級職員（主査）

監督者を補佐代行するための高度な能力と複雑多岐にわたる行政の適正な処理能力及び指導力を養います。

監督者職員（副主幹・主幹）

監督者としての責務と事務事業の正しい管理を認識させ、職場において実践するよう指導し、部下の掌握と指導の技法を養います。

管理者職員（課長級）

近代的、科学的管理の視野及び管理者の職務と役割を認識させ、併せて個人の経験、知識を調整させ、更に部下の統率及び指導の能力を養います。

経営層職員（部長）

総合的視野に立っての町行政の近代的、科学的運営の知識を学び、経営の役割に果たす判断と評価の能力を養います。

技能労務職員（現業職員）

公務員として必要な心構え及び態度を習得させるとともに、町政についての基礎的知識を与えて、職務についての自覚を高めます。

○専門研修・・・特定の専門について専門的知識と技能を習得させます。特に技術職員の知識の研鑽を重点的に行います。

○特別研修・・・特定の問題について必要と認められる都度、知識を与え能力の向上を図ります。

③自己啓発研修

職員の能力と資質の向上を図るとともに、自発的に学習する姿勢を養い、もって行政の円滑な運営に役立たせます。

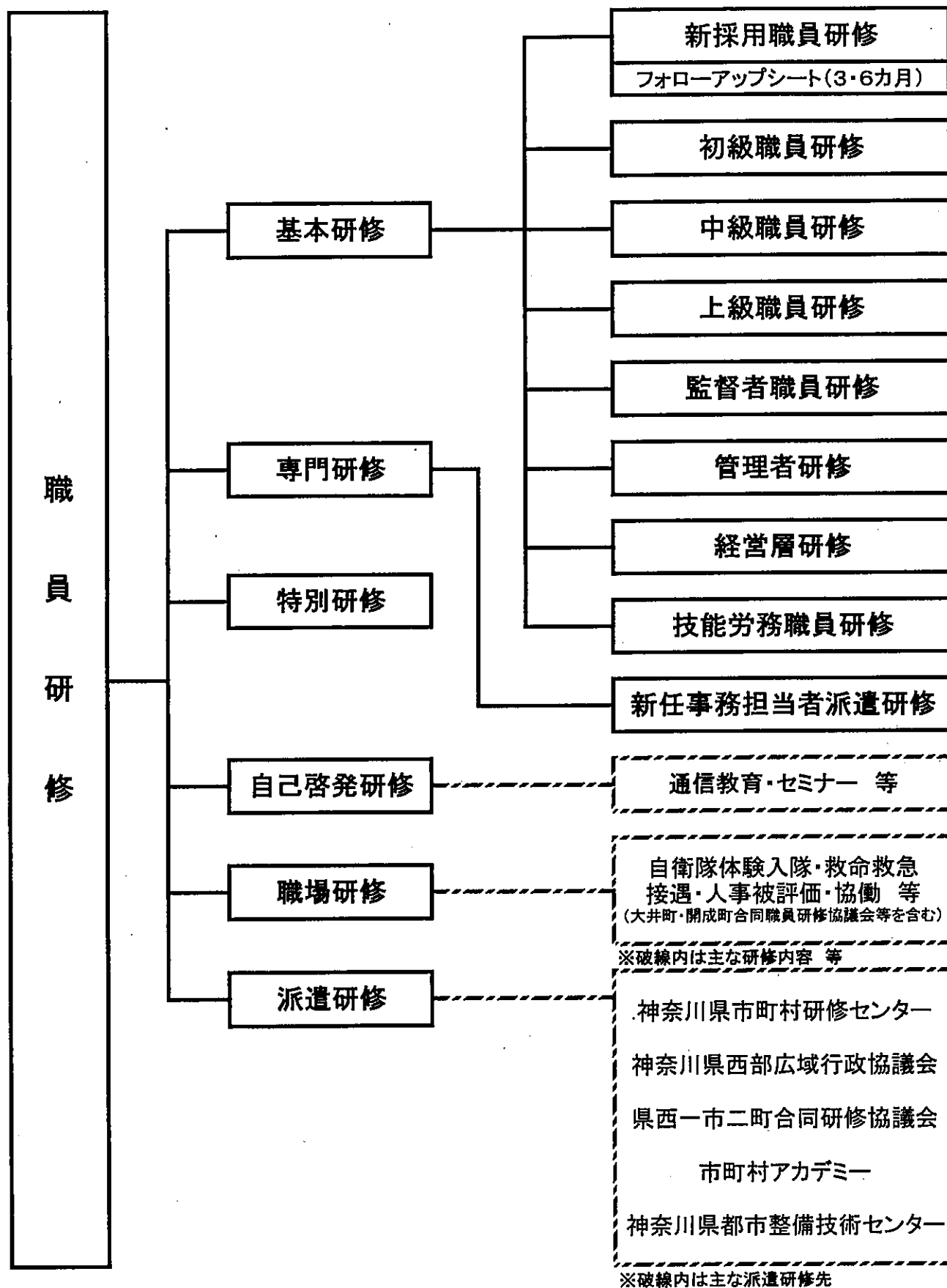
ア 通信教育講座支援

イ セミナーへの参加

5 研修報告及び効果の測定

- ①研修受講前に学習目標を立て、派遣研修学習目標設定シートを作成（達成度未記入）し3日前までに提出する。
- ②受講が終了した日の翌日から起算して14日以内に、派遣研修報告書（第2号様式）に派遣研修学習目標設定シート（達成度記入済）を添付し報告する。
- ③基本研修については、受講後3カ月後の効果確認のため、基本研修フォローアップアンケートを提出する。

開成町職員研修体系図



基本研修(必須研修)

公務員として求められる知識・技能の習得や経験年数・職階等に応じて求められる能力の向上を図ることを目的とした研修を実施します。

区分	受講研修名	習得すべき知識・能力	主な研修実施機関	備考
新採用職員	新採用職員(前期・後期)	職員としての自覚と意識の確立を図り、職務に必要な知識及び技術を修得する	市町村研修センター	平成29年10月 ～平成30年4月 採用職員
	新採用職員	公務員に求められる心構えや基本的知識	県西部広域行政協議会	
	接遇	接遇対応力の基礎を身につける	一市二町合同研修協議会(南)	
	接遇フォローアップ	接遇の意味や心構えを再確認し、望ましい窓口対応ができる接遇力を習得する	一市二町合同研修協議会(南)	
初級職員	住民対応(接遇)	苦情や要望などの応答、クレーム対応力(基礎)	市町村研修センター	入庁後 2～5年 程度
	法制執務(入門)	法制執務の基礎知識	市町村研修センター	
	タイムマネジメント	時間を有効に活用するための考え方と技術を修得し時間管理能力の向上を図る	市町村研修センター	
	コミュニケーションスキルアップ	コミュニケーション能力	市町村研修センター	
	法学概論	職務遂行上必要な法律学	市町村研修センター	
	民法	民法の基礎知識	県西部広域行政協議会	
	行政法	行政法の基礎知識	県西部広域行政協議会	
	男女共同参画講演会	男女共同参画の実現	県西部広域行政協議会	
中級職員	住民との協働	参加型行政の推進を図るための知識	市町村研修センター	入庁後 5～10年 程度
	クレーム対応(一般職員)	苦情や要望などの応答、クレーム対応力	市町村研修センター	
	法制執務(基礎)	条例規則の立案や改廃に必要な基礎知識	市町村研修センター	
	プレゼンテーション	プレゼンテーションの知識や技術	県西部広域行政協議会	
	企画力開発	行政企画の基本、企画立案能力	市町村研修センター	
上級職員	地方自治の現状と法	地方自治の動向や課題、法の構造と基礎知識	市町村研修センター	〔主査〕 レベル
	職場研修(OJT)	OJT指導の際の意識を学び、必要な知識や技術を修得する。	市町村研修センター	
	法制執務(応用)	条例規則の立案や改廃に必要な一般知識	市町村研修センター	
監督者	コーチング	自発的な職員を育成するコーチングの手法	市町村研修センター	〔副主幹〕 〔主幹〕 レベル
	目標によるマネジメント	マネジメントの理論と技術	市町村研修センター	
	クレーム対応(リーダー・監督者)	監督者としてのクレーム対応力	市町村研修センター	
	メンタルヘルス	管理者としてのメンタルヘルスについての理解と適切な対処法	市町村研修センター	
	接遇リーダー研修	接遇の意味や心構えを再確認し、望ましい窓口対応ができる接遇力を習得する	一市二町合同研修協議会(南)	
管理者	メンタルヘルス	監督者としてのメンタルヘルスについての理解と適切な対処法	市町村研修センター	〔課長〕 レベル
	マネジメント	先見性のある管理運営能力	市町村研修センター	

職 場 研 修

町職員として求められる知識・技能の習得、職員の教養および社会常識等の向上を図ることを目的し、経験年数・職階等に応じた研修を実施します。

●庁内研修

研修名(日数等)	研修内容	対象者
新採用職員研修	オリエンテーション	平成30年度採用予定者
人事被評価者研修	職務目標の立て方を学ぶ	管理職を除く職員
接遇研修	住民対応の基礎を身につける 特に聴くことについて学ぶ	全職員
普通救命講習	心肺蘇生やAEDの使い方など、応急手当の方法を習得する	全職員(有効な修了証を持っていない者)
安全運転教習	自動車を運転するための実技、理論	新採用職員、初級職員
町内施設見学(及び町の業務説明会)	主に町所有施設を見学する	初級職員、中級職員
協働研修	住民との協働についての知識を修得する。	初級職員、中級職員

●他課共同研修

研修名(日数等)	研修内容	対象者
人権啓発講演会	横浜国際人権センター主催	各課1名程度
人権集会	(社)神奈川人権センター主催	各課1名程度
健康講演会	開成町(保険健康課・福祉課)主催	全職員
障害者差別解消法に関する研修	障害者等に対して適切に対応できるよう、職員の障害に関する理解の促進を図る	研修を必要とする職員
財務研修などの職務研修	職務で必要な知識の習得	研修を必要とする職員
認知症サポーター養成研修	認知症を正しく理解し住民等に接することができるよう知識の研鑽を図る	課長以下の職員で未受講のもの

●近隣自治体との合同企画による研修

研修名(日数等)	研修内容	対象者
OJT推進研修(職場内の横のOJT推進)	OJTを効果的かつ計画的に実践するための知識を習得する。 【大井町・開成町合同職員研修協議会事業(開成町企画)】	主幹～主事
技術職員研修	技術職員向け研修を実施。詳細未定 【南足柄市・開成町合同職員研修協議会事業(企画市町未定)】	技術職員
働き方改革に関する研修	働き方改革に必要な知識を習得する。 【南足柄市・開成町合同職員研修協議会事業(企画市町未定)】	管理職
自衛隊研修	節度と秩序ある行動を身につけ、精神を鍛錬し、規律性・協調性を養う【足柄上郡4町合同職員研修協議会事業】	採用10年未満の未派遣の職員

派遣研修等

専門的知識・技能の習得や担当者それぞれの業務に対する実務能力の向上を図ることを目的とした研修および特定の問題についての知識の習得や職員の教養、社会常識等の向上を図ることを目的とした研修を実施します。

■ 実施機関：市町村研修センター

研修名 等	研修内容	対象者
○ 政策法務研修(3日間)	条例・規則として制度化するのに必要な能力を身につける	研修を必要とする職員
○ 民法研修(3日間)	総則・債権・物権を中心に基礎的知識を学ぶ	県西広域で受講できなかった職員
○ 行政争訟法研修(3日間)	行政に関わる争訟について、事例を参照しながら理解を深める	研修を必要とする職員
○ 行政法(全般)(3日間)	行政に関する法についての理解を深める	研修を必要とする職員
○ 地方自治概論(1日間)	地方自治の考え方と地方自治法についての理解を深める	研修を必要とする職員
○ 財務事務研修(3日間)	財務に関する基礎的知識を体系的に修得する	財務課・出納室 等
○ 税務職員(徴収基礎)研修(2日間)	税務事務に必要な基礎的知識の修得を図る	税務窓口課 等
○ 税務職員(徴収実務)研修(3日間)	税務事務に必要な専門的知識の修得を図る	税務窓口課 等
○ 税務職員(固定資産税)研修(4日間)	税務事務に必要な基礎的知識の修得を図る	税務窓口課
○ 税務職員(市町村民税)研修(3日間)	税務事務に必要な基礎的知識の修得を図る	税務窓口課
○ 用地担当職員研修(5日間)	用地関係事務を遂行するために必要な知識を習得する	街づくり推進課 等
○ 統計概論研修(1日間)	統計情報の読みとり方修得し、各種統計の活用能力を向上させる	企画政策課 等
○ 公会計担当職員	財務諸表の見方を養うとともに、公会計の課題や現状を学び必要な知識の習得を図る	財務課 等
○ 災害に関する危機管理(基礎)研修(2日間)	災害発生時に「自治体職員としてまず何をすべきか」について学ぶ。	環境防災課 等
○ 災害に関する危機管理(応用)研修(2日間)	災害対策本部の運営や応急対策活動に関する基本的事項を学び、本部要員としての能力の向上を図る	環境防災課 等
○ 広報企画研修(2日間)	住民の視点に立った広報紙作成の技法の習得を図る	企画政策課
○ 情報セキュリティ研修(1日)	情報セキュリティの基礎知識を修得する。また、情報の漏えいなどに関わる事件・事故の原因を理解し、再発防止の対策を学ぶ	企画政策課
○ 研修担当職員研修(1日)	研修事務に携わる職員として必要な知識の習得及び実務能力の向上を図る	総務課
○ 政策形成演習(3日間)	政策立案の基本的な考え方・手法を体得し、政策形成能力の向上を図る	研修を必要とする職員
○ 庁内講師養成(2日)	庁内講師として必要な基礎知識及び技能を修得する	研修の講師となる職員
○ 接遇研修指導者養成(3日)	接遇研修指導者として必要な知識及び指導技術を修得する	研修の講師となる職員
○ 政策形成実践研究(12日)【休講】	行政課題について市町村の垣根を越えて共同して調査研究を行い、問題解決能力・政策形成能力等の向上を図る	研究テーマに関心・意欲のある職員(入庁5年目～)
○ 整理力向上(未定)	整理力を向上し、業務の改善につなげる技能を習得する	研修を必要とする職員(監督者級以上を除く)
○ 行政サービス研修(やさしい日本語)(1日)	やさしい日本語を使つての行政サービスの向上を図る	研修を必要とする職員
○ 事業スクラップ(2日)	事業のスクラップ手法を習得する	研修を必要とする職員(管理者を除く)

■ 実施機関：市町村研修センター（情報研修）

研修名 等	研修内容	対象者
○ ワード（業務マニュアル作成）	ワードで業務マニュアル作成の方法を学ぶ	研修を必要とする職員 （リーダー・監督者級以上の職員を除く）

■ 実施機関：神奈川県西部広域行政協議会

研修名 等	研修内容	対象者
○ 男女共同参画講演会 交通安全啓発講演会 ほか	男女共同参画の実現 交通安全の意識啓発	研修を必要とする職員
○ マネジメント（若年層向け）	マネジメントの習得	研修を必要とする職員
○ 住民対応	住民対応の重要性を認識するとともに、クレーム対処方法の基礎を習得する	研修を必要とする職員
○ メンタルヘルス	職場のメンタルヘルスマネジメントの必要性を理解し、部下・後輩のメンタルヘルス対応法を学ぶことにより、職場の管理能力の向上を図る	研修を必要とする職員
○ 公務員倫理	職務の綱紀粛正及び服務規律についての認識を深め、各職場の危機管理体制とコンプライアンス体制の充実・強化を図る	研修を必要とする職員
○ 文書力向上研修	文書力の向上	研修を必要とする職員

■ 実施機関：神奈川県都市整備技術センター

研修名 等	研修内容	対象者
○ 技術職員演習	（研修案内等を関係課に回覧し、受講者を決定する）	研修を必要とする職員

■ 実施機関：全国建設研修センター

研修名 等	研修内容	対象者
○ 技術職員向け研修	（研修案内等を関係課に回覧し、受講者を決定する）	事前調査時に受講希望のあった職員

■ 実施機関：国土交通省

研修名 等	研修内容	対象者
○ 技術職員演習（※日数未定。宿泊を伴う）	（研修案内等を関係課に回覧し、受講者を決定する）	事前調査時に受講希望のあった職員

■ 実施機関：市町村アカデミー

研修名 等	研修内容	対象者
○ 市町村長特別セミナー（2日間）	首長自身が学ぶべき諸課題について、様々な角度・テーマから学ぶ	町長・副町長
○ 管理職特別セミナー（2日間）	管理職が学ぶべき諸課題について、様々な角度・テーマから学ぶ	管理職
○ 法令実務A・B（5日間・9日間）	A：立案・審査ができるような専門的知識の習得等 B：条例立案・改正演習を通じ、実践的な立法技術の向上等	研修を必要とする職員
○ その他	（研修案内等を関係課に回覧し、受講者を決定する）	受講を希望する職員

自己啓発研修 自主研究グループ 等

自己啓発に係る費用を助成します。

職員による自主研究グループ活動に係る助成をします。

■ 実施機関:町

研修名 等	研修内容	対象者
○ 通信教育助成	受講講座終了時に2/3助成	希望者
○ 自主研究グループ助成【休講】	職員による自主研究グループ活動に係る助成	希望者

■ 実施機関:足柄上郡町村会

研修名 等	研修内容	対象者
○ 自主研究グループ(2町以上)助成	職員による自主研究グループ活動に係る助成	希望者

新採用職員研修フォローアップアンケート

記入日： 平成 年 月 日

新採用職員研修の受講から3ヶ月が過ぎました。研修後の自分自身を振り返っていただき、研修の効果を確認します。自己チェックが終わったら、所属長のチェックを受けてください。

所属： 職名： 氏名：

チェックは、つぎの記号を使って行ってください。

○=いつも実行している、△=ときどき忘れる、×=ほとんどできていない

	本人	所属長
① 出庁・退庁時には、きちんと挨拶をしている		
② 職場にふさわしい身だしなみをしている		
③ 勤務時間中と勤務時間外のけじめをつけている		
④ 公務員としてのモラルを持ち、法律に遵守した行動をとっている		
⑤ 休暇等の連絡は、あらかじめしている		
⑥ 決められた時間に仕事を始められる体制をとっている		
⑦ 社会人としてふさわしい言葉づかいをしている		
⑧ 敬語を正しく使っている		
⑨ 専門用語・差別用語を使用していない		
⑩ 電話が鳴ったら速やかに出て、所属と名前を名乗っている		
⑪ 離席する際、所在をはっきりさせている		
⑫ 仕事の進捗状況について、タイムリーに報告している		
⑬ 仕事の期限はきちんと守っている		
⑭ 疑問や分からなかったことは、すぐに確認している		
⑮ 机の上・中・周囲は、常に整理整頓されている		

所属長様
ご記入後、チェック欄に
押印をお願いします。

所属長
チェック
(印)

ありがとうございました。 月 日までに、総務課までご提出ください。

基本研修フォローアップアンケート

記入日： 平成 年 月 日

「開成町職員研修基本計画」に定める基本研修の受講から3か月が過ぎました。学んだことが実践できたか、行動に変化があったかなどを振り返り、研修の効果を確認します。

アンケート対象研修

○コミュニケーションスキルアップ ○法学概論 ○住民対応(接遇)
○住民との協働 ○プレゼンテーション ○法制執務(入門) ○法制執務(基礎)
○地方自治の現状と法 ○企画力開発 ○職場研修(OJT) ○法制執務(応用)
○コーチング ○クレーム対応(一般職員、リーダー・監督者) ○メンタルヘルス ○目標によるマネジメント

所属：

職名：

氏名：

Q1 研修で学んだことを、1つでも業務に活かしましたか。

- ① はい ② いいえ（機会がなかった場合も含む）

⇒①の場合は代表的な内容を、②の場合は実践できなかった理由や問題点等を記入してください。

Q2 受講前と受講後の行動を比べ、次のような変化がありましたか。本人および所属長の意見について、○=はい、×=いいえ、△=どちらでもない を記入してください。

- ① 仕事の質が向上してきたと感じる
- ② 仕事の進めかたが効率的になってきたと感じる
- ③ 仕事に対する取り組み姿勢が変わってきたと感じる
- ④ 説得力のある発言をするようになってきたと感じる

本人	所属長

所属長様
ご記入後、
チェック欄に
押印をお願いします。

所属長
チェック
(印)

ありがとうございました。 月 日までに、総務課までご提出ください。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	専門研修
(新採用) 新採用職員 8人	※新採用職 員前期 4/6 ※新採用職 員共同 4/19 ※接遇 4/ 町内施設見学 ※瀬 岡戸屋敷 風鈴祭り期 間中 町の業務に関する説 講	障害者差別解消に関する研修 手話 ※昨年度未受講者対象			普通救命講習(3年間未受講の者 2日間)	安全運転教習(下旬)	接遇研修 ※新採用職 員後期 10/3	自衛隊(入市10年 目までの職員) 3 日間					専門研修
(255年) 初級職員 26人				協働研修									
(6110年) 中級職員 18人									職場OJT(横くSJT)				
(主査) 上級職員 12人													
(副主任・主任) 監督者 27人					P.F.I.指定管理者			接遇リレーター※ 未受講者(下旬)					
(課長) 管理若 16人										働き方改革			
共通							人権啓発講 演会	人権委員会	認知症サポ ーター養成			健康講演会	技術職員

平成30年度 職場研修スケジュール(派遣研修は未記載)

平成30年度広報かいせい掲載予定一覧

【記号の説明】★は連載記事(またはそれに準ずるもの)、*/5は1ページ5段の内訳

発行月	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号	10月号	11月号	12月号	1月号	2月号	3月号	4月号
テーマ	北部振興	文命中学校	健康	防災	新庁舎	いきがい	子育て	障がい	新春	起業	認知症	協働
P2	北部活性化(産)	文中70周年	健康増進計画・食育計画(保)	防災(防)	新庁舎着工(財)	シルバー人材センター(福)	三歳児教育(教)	障害者週間(福)	新春企画(企)	開成町で起業する(産)	認知症(保)	協働(自)
P3	北部活性化(産)	文中70周年	健康増進計画・食育計画(保)	防災(防)	新庁舎着工(財)	シルバー人材センター(福)	三歳児教育(教)	障害者週間(福)	新春企画(企)	開成町で起業する(産)	認知症(保)	協働(自)
P4	北部活性化(産)	文中70周年	健康増進計画・食育計画(保)	防災(防)	新庁舎着工(財)	シルバー人材センター(福)	三歳児教育(教)	障害者週間(福)	新春企画(企)	開成町で起業する(産)	認知症(保)	協働(自)
P5	北部活性化(産)	調査隊(小田)	特派員特集(武藤)	調査隊(石塚)	特派員特集(石崎)	調査隊(嶋田)	特派員特集(武藤)	調査隊(小田)	調査隊(小田)	調査隊(石崎)	特派員特集(嶋田)	調査隊(小田・石崎)
P6	北部活性化(産)	まちからのおしらせ ①情報公開・個人情報保護・ 選挙人名簿公開(総)	まちからのおしらせ ①	まちからのおしらせ ①あじさい健診・特定健診(保)	まちからのおしらせ ①動物愛護週間(課)	まちからのおしらせ ①浄化槽の日	まちからのおしらせ ①児童虐待防止月間(子)	まちからのおしらせ ①給食公表	まちからのおしらせ ①給食公表	まちからのおしらせ ①表彰式・賞状授与会(総)	フォトコンテスト(産)	調査隊(小田・石崎)
P7	北部活性化(産)	②母子保健推進員・赤ちゃんの駅 (保)	②夏の食育と熱中症予防 (保)	②幼児保育・小児医療費・子育て 応援団(子)	②水筒見える化コーナー利用・運動 推進(保)	②感震フレーカー設置(防) ③やまよう公園のいたずら(明)	②協働計画の見直し(自)	②環境地球温暖化(福)2/5 ③教育基本計画(教)3/5	②協働計画の見直し(自)	②巡回バス通年便(場) ③選挙説明会(総)	② ③	② ③
P8	北部活性化(産)	財政公表(財)	あじさいまつり(産)	学校と平和(福)	阿波おどり遠紹介(産)	総合型スポーツクラブ(自)	乳がん・子宮がん検診(保)	財政公表(財)	特派員特別特集(企)	成人式(自)	フォトコンテスト(産)	ひなまつり(産)
P9	北部活性化(産)	財政公表(財)	あじさいまつり(産)	学校と平和(福)	阿波おどり遠紹介(産)	総合型スポーツクラブ(自)	乳がん・子宮がん検診(保)	財政公表(財)	特派員特別特集(企)	成人式(自)	フォトコンテスト(産)	ひなまつり(産)
P10	北部活性化(産)	まちからのおしらせ ①端午の節句(産) ②男子ソフトボール(自) ③女子ソフトボール(自) ④米栽培学習(産) ⑤町内バスケット結果(自) ⑥ ⑦	まちからのおしらせ ①美化キャンペーン(環) ②運転免許講習(防) ③米栽培学習(産) ④町内バスケット結果(自) ⑤ ⑥ ⑦	まちからのおしらせ ①あじさい剪定(産) ②子ども自転車大会報告(防) ③社会を明るくする運動(福) ④道路・公園ボランティア講習会(街) ⑤高齢まつり(自) ⑥自治会対抗バレー(自) ⑦	まちからのおしらせ ①足柄上総総合体育大会(自) ②自治会夏祭り(自) ③最高齢者訪問(福) ④敬老会おしらせ(福) ⑤平和のつどい(福) ⑥ ⑦	平成29年度決算報告(財)	まちからのおしらせ ①米栽培体験学習(産) ②赤十字出資式(産) ③スポーツ(自) ④文芸連立30周年(自) ⑤瀬戸内月見(福) ⑥	まちからのおしらせ ①文化祭(自) ②瀬戸内県民大会(自) ③全国障がい者スポーツ大会(福) ④町内バスケット大会(自) ⑤障がい者・若手(教)	まちからのおしらせ ①消防出初式(防) ② ③ ④ ⑤	まちからのおしらせ ①町内秋祭大会(自) ②男女共同参画・人権講演会(自) ③文化祭(自) ④町内バスケット大会(自) ⑤障がい者・若手(教)	まちからのおしらせ ①消防出初式(防) ② ③ ④ ⑤	まちからのおしらせ ①足柄上総総合体育大会(自) ② ③ ④ ⑤
P11	特派員特集(石塚)	まちからのおしらせ ①がん検診をうけよう(保)2/5 ②高齢者福祉保健計画・介護 保険計画(保)3/5 ③新庁舎実施設計(財)	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー
P12	まちからのおしらせ ①がん検診をうけよう(保)2/5 ②高齢者福祉保健計画・介護 保険計画(保)3/5 ③新庁舎実施設計(財)	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー
P13	まちからのおしらせ ①がん検診をうけよう(保)2/5 ②高齢者福祉保健計画・介護 保険計画(保)3/5 ③新庁舎実施設計(財)	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー
P14	まちからのおしらせ ①入園・入学式(教) ②消防大会(防) ③福祉避難所(福) ④防災リーダー(防) ⑤ ⑥ ⑦	町長の企業訪問「まち・ひと・し ごと」(井上精工)(★企)	町長の企業訪問「まち・ひと・し ごと」(トルク工業)(★企)	地酒で乾杯！(★企) クッキングコーナー(★保)	地酒で乾杯！(★企) クッキングコーナー(★保)	地酒で乾杯！(★企) クッキングコーナー(★保)	地酒で乾杯！(★企) クッキングコーナー(★保)	地酒で乾杯！(★企) クッキングコーナー(★保)	地酒で乾杯！(★企) クッキングコーナー(★保)	地酒で乾杯！(★企) クッキングコーナー(★保)	地酒で乾杯！(★企) クッキングコーナー(★保)	地酒で乾杯！(★企) クッキングコーナー(★保)
P15	まちからのおしらせ ①入園・入学式(教) ②消防大会(防) ③福祉避難所(福) ④防災リーダー(防) ⑤ ⑥ ⑦	町長の企業訪問「まち・ひと・し ごと」(井上精工)(★企)	町長の企業訪問「まち・ひと・し ごと」(トルク工業)(★企)	地酒で乾杯！(★企) クッキングコーナー(★保)	地酒で乾杯！(★企) クッキングコーナー(★保)	地酒で乾杯！(★企) クッキングコーナー(★保)	地酒で乾杯！(★企) クッキングコーナー(★保)	地酒で乾杯！(★企) クッキングコーナー(★保)	地酒で乾杯！(★企) クッキングコーナー(★保)	地酒で乾杯！(★企) クッキングコーナー(★保)	地酒で乾杯！(★企) クッキングコーナー(★保)	地酒で乾杯！(★企) クッキングコーナー(★保)
P16	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー
P17	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー
P18	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー
P19	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー
P20	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー	子育てナビ(★保) 子育てカレンダー

平成30年度 庁議（課長会議）予定表

4

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12 課長会議	13	14
15	16	17	18	19	20 全協	21
22	23	24	25	26 監査	27	28
29	30 昭和の日					

5

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日
6	7	8	9	10 課長会議	11	12
13	14	15	16	17	18 全協	19
20	21	22	23	24 監査	25	26
27	28	29	30	31		

6

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8 課長会議	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20 全協	21 徴収状況 監査含	22 議会	23
24 日曜 議会	25 議会	26	27	28 水道事業 監査	29	30

7

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10 課長会議	11	12	13	14
15	16 海の日	17	18	19 決算 審査	20 全協	21
22	23 決算 審査	24 決算 審査	25	26	27 決算 審査	28
29	30 決算 審査	31				

8

日	月	火	水	木	金	土
			1 決算 審査	2	3 決算 審査	4
5	6 監査	7	8	9 課長会議	10	11 山の日
12	13	14	15	16	17	18
19	20 全協	21	22	23 監査	24	25
26	27	28	29	30	31	

9

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4 議会→	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14 →議会	15
16	17 敬老の日	18	19 課長会議	20 全協	21	22
23 30	24	25	26	27 監査	28	29

10

日	月	火	水	木	金	土
	1 指定管 理監査	2	3	4	5	6
7	8 体育の日	9	10	11	12 課長会議	13
14	15	16	17	18	19 全協	20
21	22	23	24	25 監査	26	27
28	29	30	31			

11

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3 文化の日
4	5	6	7	8 課長会議	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19 全協	20	21	22	23 勤労感 謝の日	24
25	26	27	28	29 監査	30	

12

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4 議会→	5	6	7 →議会	8
9	10	11	12	13 課長会議	14	15
16	17	18	19	20 全協	21 監査	22
23 30	24 31	25	26	27	28	29

1

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10 課長会議	11	12
13	14 成人の日	15	16	17	18 全協	19
20	21	22	23	24 監査	25	26
27	28	29	30	31		

2

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11 建国記 念の日	12	13	14 課長会議	15	16
17	18	19	20 全協	21 監査	22	23
24	25	26	27	28		

3

日	月	火	水	木	金	土
					1 徴収状 況監査	2
3	4	5 議会→	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19 →議会 課長会議	20 全協	21 春分の日	22	23
24 31	25 監査	26	27	28	29	30

平成30年度 開成町行政連絡員・自治会長連絡協議会の年間会議日程

月	平成30年度
	会議開催予定日
4月	11日(水)
5月	9日(水)
6月	
7月	11日(水)
8月	
9月	19日(水)
10月	
11月	7日(水)
12月	
1月	9日(水)
2月	20日(水)
3月	

◆平成30年度自治会長会議開催予定日

- ・年間7回開催予定、原則として第2、第3水曜日に開催する。
- ・開催しない月…6月、8月、10月、12月、3月は開催しない。

課長会議	
平成30年3月22日	
町民サービス部	税務窓口課

開成町統合型地理情報システム導入検討プロジェクトチームの設置について

統合型GIS導入に向けて、1月の課長会議で報告した標記の件について、次のとおり実施しますので、関係各課のご協力をお願い致します。

1. プロジェクトチーム設置について

プロジェクトチーム設置に向けて、3月14日付で要領を制定しましたので、4月からプロジェクト事業を開始します。

「開成町統合型地理情報システム導入検討プロジェクトチーム設置要領」

(趣旨)

第1条 この訓令は、開成町特別プロジェクトチームの設置運営等に関する規程(平成10年開成町訓令第6号)第2条の規定に基づき、統合型地理情報システムを導入するため設置する特別プロジェクトチームについて必要な事項を定めるものとする。

(設置目的及び名称)

第2条 特別プロジェクトチームは、統合型地理情報システムの導入検討を目的として設置し、その名称は「開成町統合型地理情報システム導入検討プロジェクトチーム」(以下「チーム」という。)とする。

(所掌事務)

第3条 チームの処理する事項は、次のとおりとする。

- (1) 統合型地理情報システム導入に関する事項についての検討
- (2) その他必要な事項

(組織)

第4条 チームは、リーダー、サブリーダー及びメンバーをもって組織し、別表に掲げる職員をもって充てる。

2 前項の規定にかかわらず、リーダーが必要と認めるときは、別表に掲げる職員に代わり、別の職員を充てることができる。

3 リーダーが必要と認めるときは、関係課(室を含む。)の長に対し協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 チームの庶務は、町民サービス部税務窓口課において処理する。

(設置期間)

第6条 チームの設置期間は、この訓令の施行の日から第3条に規定する所掌事務の処理が完了する日までとする。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、町長

が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

別表（第４条関係）

職員	人数	備 考
まちづくり部街づくり推進課主幹又は副主幹	１名	リーダー
まちづくり部上下水道課主幹又は副主幹	１名	サブリーダー
行政推進部企画政策課主幹又は副主幹	１名	サブリーダー
行政推進部総務課主幹又は副主幹	１名	
行政推進部財務課主幹又は副主幹	１名	
町民サービス部自治活動応援課主幹又は副主幹	１名	
町民サービス部税務窓口課主幹又は副主幹	１名	
町民サービス部環境防災課主幹又は副主幹	１名	
保健福祉部福祉課主幹又は副主幹	１名	
保健福祉部保険健康課主幹又は副主幹	１名	
まちづくり部産業振興課主幹又は副主幹	１名	
教育委員会事務局教育総務課主幹又は副主幹	１名	
教育委員会事務局子ども・子育て支援室主幹又は副主幹	１名	

２．プロジェクトメンバーについて

本日付（３月２２日）でメンバー推薦の依頼をしますので、人事異動を考慮したうえで、４月からの体制での提出（４月５日締切）をお願いします。また、第一回目の会議については、４月１８日９時３０分から実施しますので、メンバーの出席をお願いします。

３．プロジェクトの見通しについて

統合型GISの導入を本チームの最終目的とし、導入に向けた調査、検討を実施します。また、チーム解散後の運用方針についても検討し、新しい管理運用組織への引継ぎまでを予定しております。

導入の時期については、平成３２年度を想定しており、平成３１年度及び平成３２年度の予算化を目指しております。

開成町地域防災リーダー認定について

1. 趣旨

町の防災活動を積極的に推進するため、地域の防災活動の指導役として、地域と町を結ぶ人材を養成するため、開成町地域防災リーダーを認定する。

2. 講座受講要件

- (1) 町が実施する開成町防災講座を受講し修了証を交付された者
- (2) 市町村消防団に所属し副分団長以上の役職経験者
- (3) 防災士の資格を有する者
- (4) 消防職員として消防に関する業務に10年以上従事した者
- (5) 同等以上の知識と実績があると町長が認めた者

3. 講座開催日及び受講申込み者数

平成30年2月18日(日)	7人	} 26人
平成30年2月24日(土)	9人	
平成30年3月11日(日)	10人	

4. 地域防災リーダー認定者数

自治会名	認定者数	自治会名	認定者数
岡野	0人	上島	1人
金井島	3人	河原町	0人
上延沢	3人	榎本	0人
下延沢	1人	中家村	7人
円中	4人	下島	2人
宮台	2人	パレットガーデン	1人
牛島	2人		
		認定者数	26人

＊本事業は、今年度の協働推進特別枠を活用した事業であり、自治会防災部長会議で検討を進め、自治会側も受講者への周知に積極的にかかわってもらったことで、受講者数を確保できた。

5. 効果測定の内容及び合格基準

発電機の取り扱い（地震への備え）、消火器の取り扱い（火災への備え）、水防工法（風水害への備え）の3項目において効果測定を実施し、各項目で7割以上の点数を獲得した受講者を地域防災リーダーとして認定する。

6. 認定後の活動内容

- （1）地域の防災活動に必要な知識及び技術の習得
- （2）地域防災組織への指導及び助言
- （3）災害発生時における地域防災組織と連携した応急対策活動
- （4）その他地域の防災活動の推進に関すること

7. 今後のスケジュール

- （1）地域防災リーダーに対し、認定証及び物品（ベスト・帽子）を支給する。
⇒ 3月26日（月）開成町防災リーダー認定証交付式を行い、町長より地域防災リーダーに認定証を交付する。
- （2）認定を受けた地域防災リーダーの情報を、認定者が居住する自治会に対し公表する。
⇒ 4月の自治会長会議で公表する。

課長会議資料
平成 30 年 3 月 22 日
保健福祉部保険健康課

赤ちゃんの駅について

1 目的

乳幼児を連れた保護者が、外出時において、気軽に授乳やおむつ替えができる場所を備えた施設又は店舗を、開成町赤ちゃんの駅として登録し、これを広く公表することで、安心して子育てができる地域環境の整備を図ることを目的とするもの。

2 現在の登録施設等

- ①開成町保健センター
- ②駅前子育て支援センター
- ③福祉会館
- ④中栄信用金庫開成支店
- ⑤さがみ信用金庫開成町支店

3 ステッカーの掲示

登録施設に別添デザインによるステッカーを掲示していただく。

4 今後の展開

- ①登録施設の拡大。
 - 県合庁、水辺スポーツ公園、町内金融機関、スーパー、コンビニ等に登録を促していく。
- ②施設の周知
 - 各月齢における乳幼児検診等において、保護者に周知する。
町ホームページでの公開。

2. 整備方針（案）の検討結果

(2) 土地利用計画について



※今後の検討によって、変更する可能性があります

■土地利用の考え方

工業地

- ・工業用地への土地利用転換を図るため、進出企業の多様なニーズに対応できるように大街区かつ、整形な形状とする

商業地

- ・既存の商業施設の面積を確保する

住宅地

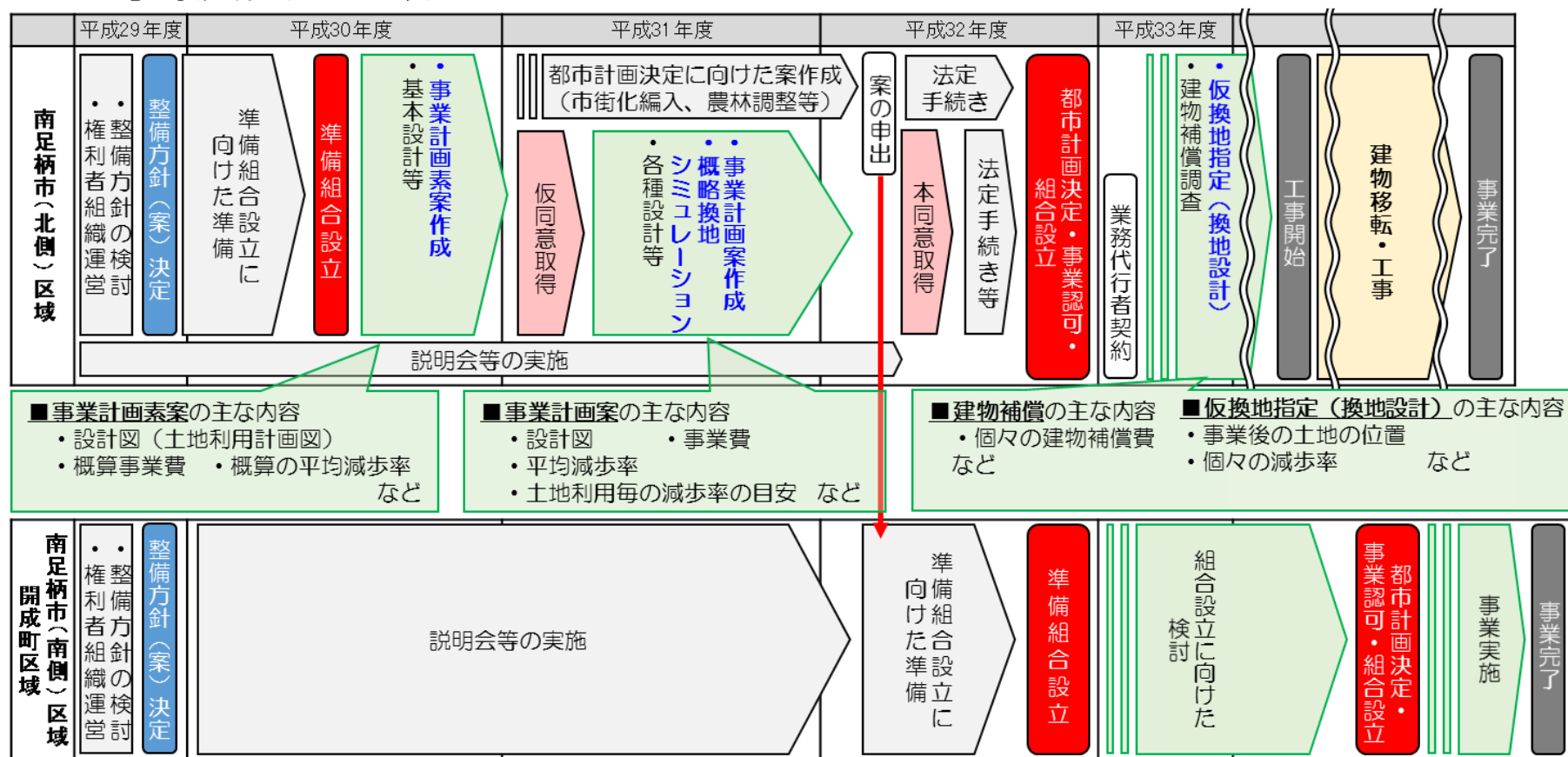
- ・既存宅地が集積するエリアを宅地ゾーンとして住宅用地を集約する

※農地については、工業系の土地利用を目指すため、地区外代替農地や土地活用へのご理解をいただく

2. 整備方針（案）の検討結果

（3）事業区域について

■事業スケジュール



南足柄市（南側）区域及び開成町区域内は、南足柄市（北側）区域の市街地整備の見通しが立った段階（案の申出）で検討を進め、市街化区域編入を目指します

※事業スケジュールの工程は、現時点での予定であるため、今後の権利者の皆様との合意形成の状況や関係機関との協議等により変更となる場合があります。

設備投資に係る新たな固定資産税特例について (説明)

経 過

2 月 9 日に「生産性向上特別措置法案 (生産性革命法案)」が閣議決定されました。

(2 月に閣議決定、5 月に成立・公布、6 月に施行予定)

同法案は、今後 3 年間で中小企業の集中投資期間と位置づけ、市町村が認定した中小企業の生産性向上のための設備投資を支援 (減免措置) することを目的としたものです。

具体的には、市町村が策定する導入促進基本計画の要件を満たし、認定を受けた事業者が導入する償却資産に係る固定資産税の税率を各市町の税に関する条例において、最初の 3 年間は、ゼロから 2 分の 1 に減額することが盛り込まれています。

※固定資産税の減収分の補填としては、普通交付税において最大 75% が補填される予定。

また、現段階で固定資産税の課税標準の特例率を 0 % とした自治体は、国からの事業者に対する支援措置の補助金の申請時に優先採択される対象となると示されています。

※足柄上商工会が会員に活用している持続化補助金等が該当します。町内の事業者では、5 年間で約 20 事業者が活用。

方 針

- ・ 特例率を 0 % とすることにより設備投資を促し、増産や雇用創出等が見込まれる。
- ・ 町内事業者が活用する補助金において申請時に優先採択される。

このことから、特例率を 0 % とすることにより、町にもたらされるメリットがありますので、固定資産税の課税標準の特例率を最初の 3 年間は、0 % に減額措置をする方針とし、今後、議会に上程していきたいと考えます。

中小企業の設備投資を支援します!

中小企業庁

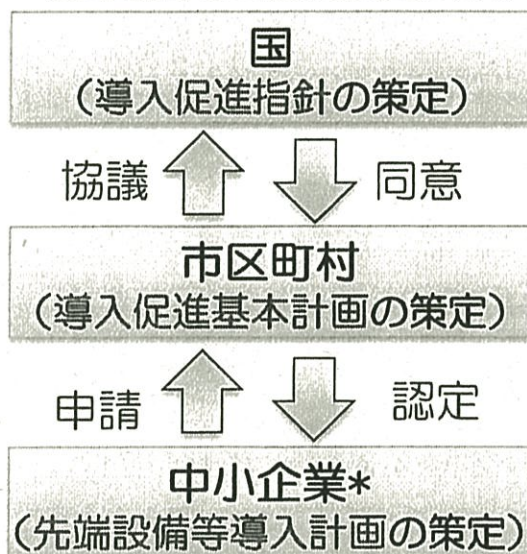
今通常国会に提出される「生産性向上特別措置法案」において、今後3年間を集中投資期間と位置づけ、中小企業の生産性革命の実現のため、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。認定を受けた中小企業の設備投資については、臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じます。

市町村の判断により、新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロ*になります

*課税標準を市町村の条例で定める割合（ゼロ～1/2）を乗じて得た額とする

【生産性向上特別措置法案】

POINT!



1 生産性向上特別措置法案の成立・施行後「導入促進基本計画」の同意を受けた地域に所在している中小企業が対象

2 年率3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資（詳細下記）が対象

3 固定資産税の特例率をゼロと措置した地域で本措置対象の事業者等は、各種補助金において、その点も加味した優先採択

*中小企業基本法上の中小企業が対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限ります。

○対象設備（注）市町村により異なる場合があります

商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備

【減価償却資産の種類（最低取得価額／販売開始時期）】

- ◆機械装置（160万円以上／10年以内）
- ◆測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内）
- ◆器具備品（30万円以上／6年以内）
- ◆建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る）（60万円以上／14年以内）

○普通交付税の算定上、基準財政収入額の減少額については、市町村の条例で定める割合を用います。

上記制度のお問い合わせ先、
優先採択の対象となる補助金は、裏面をご覧ください

※各支援策は、国会における法案・予算案の成立が前提となります。

お問い合わせ先



対象地域	担当課		連絡先（直通）
北海道	北海道経済産業局	中小企業課	011-709-3140
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	東北経済産業局	経営支援課	022-221-4806
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、 神奈川、新潟、山梨、長野、静岡	関東経済産業局	中小企業課	048-600-0321
岐阜、愛知、三重	中部経済産業局	中小企業課	052-951-2748
富山、石川	電力・ガス事業北陸支局	産業課	076-432-5401
福井、滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山	近畿経済産業局	中小企業課	06-6966-6023
鳥取、島根、岡山、広島、山口	中国経済産業局	中小企業課	082-224-5661
徳島、香川、愛媛、高知	四国経済産業局	産業振興課	087-811-8523
福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島	九州経済産業局	中小企業課	092-482-5447
沖縄	沖縄総合事務局	経済産業部 中小企業課	098-866-1755

※上記問い合わせ先については、固定資産税の特例に係る問い合わせ先となります。
各種補助金の問い合わせ先につきましては、各種補助金のHP等をご覧ください。

優先採択の対象となる補助金一覧

本制度に基づき固定資産税ゼロの特例を措置した自治体において、当該特例措置の対象となる事業者等について、その点も加味した優先採択を行います。対象となる補助金は以下となります。各補助金の公募時期等の詳細情報や問い合わせ先等については、各補助金のHP等をご覧ください。

補助事業名	概要
ものづくり・商業・サービス 経営力向上支援事業 (ものづくり・サービス補助金)	中小企業が生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセス改善を行う際の設備投資を支援
小規模事業者持続化補助金 (持続化補助金)	小規模事業者が、商工会・商工会議所と経営計画を作成し、販路開拓等を行う取組を支援
戦略的基盤技術高度化支援事業 (サポイン補助金)	中小企業が大学・公設試等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓を支援
サービス等生産性向上 IT導入支援事業 (IT補助金)	中小企業等の生産性向上のため、業務効率化や売上向上に資する簡易的なITツール（ソフトウェア、アプリ、クラウドサービス等）の導入を支援

固定資産税特例普及の想定スケジュール

五

2月

m

四

五

五

7

謀

※国会審議次第

閣議決定

成立·公布

施行

計画策定の意思、固定資産税の特例率等の意向を確認。
承諾を得た自治体の名前、アンケート結果を中企庁HPで公表。

經濟產業省

市区町村向けアンケートの実施
↑
アンケート結果の公表★

★ 指針の策定

市、区、町、村の計画を同意

市、区、町、村向け制度説明会の開催

ものづくり
サービス補助金

持續化補助金

サポイン補助金

優先採択においては、①事業所の自治体が固定資産税の特例率をゼロとする意向を表明していること、②申請書類の中で事業者が計画策定の意思を示していること（その計画が市町村計画に適合することが見込まれること）が加味される。

加算して採択された事業者は、①特例率に関する条例が成立し、②事業者が市町村から計画認定を受けたこと、が確認でき次第、順次交付決定。

優先採択においては、事業者の自治体が固定資産税の特例率をゼロとする意向を表明していること等が加味される。

IT補助金

交付決定

加点して採択された事業者は、特例率に関する条例が成立していること等が確認でき次第、順次交付決定。

※8月中～9月中下旬に3次公募

経産省からのアンケートへの回答

条例で税率を決定

市町村

計画申請：条例施行

事業者の計画を認定

神奈川県西部広域有害鳥獣対策協議会の解散について

1. 神奈川県西部広域有害鳥獣対策協議会について

近年の神奈川県西部地域における鳥獣被害の拡大を受け、広域的な捕獲体制の強化と、民間事業者との連携による捕獲個体処分費の負担軽減を目的とし、神奈川県西部広域有害鳥獣対策協議会（以下「協議会」表記。）を設立した。

○設立年月日：平成 29 年 4 月 21 日

○構成団体：県、県西地域 2 市 8 町、県猟友会各支部、かながわ西湘農業協同組合等

○主な事業：移動式解体処理車（以下「処理車」と表記。）の導入

2. 解散の理由

優先交渉先である民間事業者（以下「事業者」と表記。）の提案内容は課題が多いものであったため、県を中心に協議会が事業者と協議を重ねてきた。（裏面参照）

しかし、調整がつかず事業者から辞退届が提出されたことにより、主たる事業の運営ができないため協議会を解散することとなった。

3. 今後の有害鳥獣対策のあり方について

有害鳥獣対策については、従来から足柄上地域 1 市 5 町とかながわ西湘農業協同組合とで協議会を設置して対策を講じていることから、引き続きこの枠組みでの活動に取り組む。

また、捕獲個体の有効活用（ジビエ）については、県西地域の地域活性化に資する取り組みであることから、今後も活用的手段や連携の可能性について検討していく。

（参考）協議会の動向

日 付		主 な 内 容
平成 29 年		
	4 月 21 日	○協議会設立総会
	5 月 30 日	○第 1 回公募型プロポーザル審査委員会（プレゼンテーション） ⇒ALSOK 神奈川(株)のみが参加
	6 月 30 日	○第 2 回公募型プロポーザル審査委員会…ALSOK 神奈川(株)を優先交渉先とすることに決定し、協議会第 2 回通常総会にて審査結果を報告
	7 月 11 日	○事業者へ公募型プロポーザルの審査結果を通知 ※通知には、提案内容は様々な課題を内包していることも記載
	7 月～12 月	○事業者と、課題解決に向けて事業運営等の協議 ○適宜、国・県との調整や幹事会の開催等
平成 30 年		
	1 月 4 日	○事業者から、協議会に辞退届が提出される。
	1 月 23 日	○協議会臨時総会 ・辞退届提出の報告 ・事業者を再度公募しても、新たな事業者が参加する可能性が限りなく低いことから事業を終了させることとした。 ・協議会の主たる事業である処理車の運用に関する事業が実施できないため、協議会を解散することとした。

事業者からの提案と協議会の見解（参考）

事業者からの提案等	左記に対する協議会の見解
事業収支が合わない場合(想定の捕獲頭数に達しない等)、協議会が金銭的な補填をすること。	・事業収支の中に、捕獲後の利活用としてのジビエ事業が含まれている。営利企業としての活動であるため補填することはできない。
捕獲従事者に交付されている捕獲奨励金（8,000 円／頭）は事業者に交付すること。	・捕獲従事者が無償ボランティアとなってしまう、猟銃の弾の費用すら弁償することができない。また、捕獲従事者のモチベーションの低下に繋がることから認められない。
処理車の運用は隔日の稼働としたい。	・捕獲従事者の高齢化や人材不足が深刻化する中、有害鳥獣による被害は増加の一途を辿っている。そのような状況下で、隔日の稼働体制では捕獲従事者の負担軽減に繋がらず、現状の改善が期待できない。
処理車での処理のあと移される二次加工施設については、伊勢原市内の既存施設を利用する。	・伊勢原市内の当該施設は、既にキャパに達しておりこれ以上の受け入れはできない。二次加工施設の確保ができていなければ、処理車を導入しても事業として成り立たない。
捕獲現場の特定方法は未定	・捕獲個体をジビエとして活用するためには、捕獲から加工までの時間をいかに短縮できるかが重要である。 さらに、捕獲現場の大半は2市8町の山間部であるため、迅速な処理（捕獲から1時間以内）が求められるジビエにおいて、現場の特定方法が確立されていないければ、ジビエとしての利活用が見込めない。
ジビエの販売先は未定	・事業の1つとして「ジビエの利活用」を提案しているにもかかわらず、具体性がない。事業の遂行に確実性を欠く状況では、協議会として事業化することは難しい。

平成 30 年 3 月 22 日
課長会議資料
子ども・子育て支援室

開成町子ども・子育て支援活動助成事業について

次世代を担う子どもたちを地域全体で支えるため、開成町民等が自発的・自主的に行う公共の利益に寄与する活動に要する経費の一部を補助し、子ども・子育て支援分野における課題解決及び協働のまちづくりの推進を目的として実施いたします。

1. 事業の対象となる団体

開成町内で子ども・子育て支援活動を行う団体であって、次の①～④のいずれにも該当する団体が申請することができます。

- ① 構成員の過半数以上が開成町民（在勤又は在学している者を含む）であり、自主的に運営されていること。
- ② 3人以上で組織された団体で、町内を拠点としている、又は活動している予定であること。
- ③ 年間を通じて継続的に活動している、又は活動する予定であること。
- ④ 公序良俗に反する活動をしていないこと。

2. 補助対象事業

公共の利益（※）に寄与し、かつ次の①～⑤にあてはまる事業が対象となります。

- ① 子どもが安心・安全に過ごすことができる居場所づくりを行う事業
- ② 「学習」又は「遊び」の場の提供を行う事業
- ③ 孤食や育児の孤立を防止する事業
- ④ 困難を抱えた子どもや家庭を支援する事業（学習支援等）
- ⑤ その他町長が必要と認める事業

〔補助の対象とならない事業〕

- ・営利を目的とする事業
- ・宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を強化育成することを目的とする事業
- ・政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- ・特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職）の候補者（当該候補者になろうとする者も含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- ・特定少数の個人又は団体の利益のために行われる事業
- ・同一年度において、開成町、開成町が補助する法人等から同種の補助を受けている又は業務委託として請け負っている事業

（※）公共の利益に寄与する活動
 広く開成町民が利益を受けられる活動です。趣味的な活動・サークル、団体の会員だけが利益を得る活動は対象となりません。

3. 補助対象額

補助金の対象となる期間は、補助金の交付決定があった日から平成31年3月末日までとなります。補助金の額は、年間実施日数に応じ、次の表のとおりです。

実施日数	上限額	備考
年間5日以上13日未満	8万円	同一年度内において、1団体につき1事業について1回
年間13日以上25日未満	9万円	
年間25日以上	10万円	

経費区分	補助対象経費の例	対象外経費の例
消耗品費 材料費	活動に必要な文具類等消耗品 (3万円以下のものに限る。) 食事提供が必要とされる活動 の参加者の食材料費	土産、賞品、記念品代、飲食経費
印刷費	PR用ポスター、チラシ、パン フレット等作成費用 教材、レジュメ等資料の作成に 必要なコピー代金	団体機関紙、会報、定期刊行物発行費用 等
講師等謝礼費	講師等の謝礼	団体の構成員に支払う謝礼 お礼としての菓子折りや金券類
人件費	活動実施当日に依頼する専門 職に要する経費(旅費、所得税 等含む)	
会場費	活動当日に使用する会場及び 付帯施設、設備に要する費用	個人宅にかかる経費、家賃 団体事務所の家賃
保険料	活動参加者への保険料	
その他の経費	活動の目的達成のために必要 と認められる経費	団体の運営維持にかかる運営費、通信料、 宗教的要素のある経費(慶弔費、見舞金等) 活動全てを他の者に委託する委託料 活動に要する交通費

4. 申請等スケジュール

内容	時期
おしらせ版による周知 町ホームページ、子ども・子育て支援室に おける募集案内等配布開始	4月1日号 4月2日（月）～
事前相談期間	4月2日（月）～4月13日（金）
申請受付期間	4月9日（月）～5月2日（水）
申請書類審査	5月7日（月）～5月11日（金）予定
補助金交付・不交付審査決定通知書送付	5月下旬 予定
団体交流会 （補助団体間の連携等を目的として開催）	10月 予定
実績報告	事業終了後の30日以内 又は平成31年4月10日のいずれか早い日

5. 審査項目

審査の基準は次の10項目とします。提出された実施計画等を基に、必要に応じ活動場所の現地確認やヒアリングを行い、事業内容の確認を行った上で、次の審査項目・評価の視点の観点に基づき採点を行い、総合的に選考を行います。

5点	4点	3点	2点	1点
良い	どちらかというと 良い	普通	どちらかというと 悪い	悪い

審査項目		評価の視点
有効性	子育て家庭の福祉の向上若しくは子どもの健全な育成が図られる活動であること	補助事業の目的に照らし、町が実施していない子育て環境の向上または改善に資する活動であり、子育て家庭や子どもたちにとって有効な活動であることが望ましい。
	多くの町民が事業の効果を受けられる事業であること	多くの町民が活動の成果を享受できることが望ましい。
公益性	事業手法に公開性及び透明性があること	団体自らが行う広報は、多くの町民が参加できるよう実施することが望ましい。
	活動計画及びスケジュールが実現可能であること	活動の準備段階から実施段階のスケジュールに無理がなく、円滑に実施できる計画であることが望ましい。
計画性	活動の資金計画に無理がなく経費が適切であること	経費の使い方に無駄がないことや補助金に依存することなく自主財源を確保することが望ましい。
	子育てを取り巻く地域の環境や課題に対し活動（手法）が適切で成果（効果）が期待できること	子育て分野における地域の課題を把握し、その解決手段として適切な手法であることが望ましい。
地域性		

	地域や関係機関等と連携した活動であること	活動の発展性、拡張性を視野に多様な主体と連携した活動であることが望ましい。
自主性	着実な活動ができるよう自立した運営を目指していること	協働の理念を踏まえ官民の役割分担に応じ自立を志す姿勢があることが望ましい
団体能力	活動を着実に実施する体制が整っていること	活動を円滑かつ安全に実施するために適切な人材確保や安全対策が施されていることが望ましい。
将来性	活動の継続性及び発展性が期待できること	活動が一過性ではなく、発展しながら継続できることが望ましい